

枚方市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年（2021 年）12 月 28 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	松 岡 ちひろ
同	丹 生 真 人

1. 監査の対象

(1) 対象部課

子ども未来部 子ども青少年政策課
私立保育幼稚園課
公立保育幼稚園課
市立ひらかた子ども発達支援センター
保育幼稚園入園課

(2) 対象事務

令和3年度（2021年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和3年（2021年）9月1日（水）～令和3年（2021年）12月27日（月）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[子ども青少年政策課]

○結婚等新生活支援事業に関する事務について

子ども青少年政策課では、結婚等をしやすい環境づくりを推進し、少子化対策の強化に資するとともに、若年世代の本市への定住を促進することを目的に、結婚等新生活支援補助金を交付している。

各種補助金交付事業においては透明性、公平性の確保が求められることから、本補助金についてもそれらに留意しながら事業実施に努めるよう要望する。

○枚方公園青少年センターの使用料に関する事務処理について

枚方公園青少年センターでは、枚方市立枚方公園青少年センター条例等に基づき、半数以上が18歳以下で構成される団体等を対象に使用料減免を行っている。その事務処理において、減免対象団体から提出された使用料減免申請書の供覧は速やかに行っているものの、減免の決定に係る決裁は月に1回程度となっていた。

今後は、適正な事務処理を行うよう要望する。

[私立保育幼稚園課]

○枚方市保育士等就職支援センターに関する事務について

女性の社会進出等により保育ニーズは高まり、待機児童対策が急務となっている。本市においても、令和3年4月1日現在では、国定義による待機児童数は0人となっているが、希望する保育所等に入所できず待機している児童、いわゆる潜在的待機児童が発生しているのが現状である。その対応として、施設の新設及び増設による定員の増加を図ってきたが、そこに従事する保育人材等の確保が喫緊の課題となっており、私立保育幼稚園課では、保育人材等確保のため枚方市保育士等就職支援センターを設置し、求職者と求人のマッチングを行っている。

人材が不足する保育現場において、一人でも多くの保育士等が活躍できるよう、より多くの求職登録者を確保し、多様な働き方に対する柔軟な対応を施設に働きかけるなど、今後も保育人材等の確保に取り組むよう要望する。

○こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）に関する事務について

私立保育幼稚園課では、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に家庭訪問を実施し、各家庭の養育状況等の把握並びに子育てについての不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供などを行う、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）を実施している。

コロナ禍においては、人との接触をためらう家庭が増加するなど、様々な理由により訪問未実施の家庭が発生しているが、子育て家庭の孤立化及び児童虐待の防止等を目的とした事業であることを踏まえ、関係部署と十分に連携を図りながら、訪問率の向上に向けた取組をより一層進めるよう要望する。

[公立保育幼稚園課]

○公立保育幼稚園課における現金等の管理状況について

公立保育幼稚園課では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に関する事務を行っているが、保護者からの徴収金の指定金融機関等への払込み及び教材や保育材料等の少額物品の購入における前渡資金の精算について、いずれも枚方市会計規則に基づく取扱いは遵守されていなかった。

今後は、同規則に基づき、適正に事務を執行するよう要望する。

[市立ひらかた子ども発達支援センター]

○市立ひらかた子ども発達支援センターの管理運営について

市立ひらかた子ども発達支援センターに係る使用料について、保育料等無償化の対象世帯から徴収し、還付していた事例や、障害福祉サービス等報酬改定に伴い新設された加算の算定誤りにより、保護者に再度請求していた事例があった。

今後、同様の事例が発生することのないよう、使用料の事務処理に当たっては、法律や制度の改正等について内容を十分に理解し、適正な事務を執行するよう要望する。

[保育幼稚園入園課]

○保育の利用に関する事務について

本市では、保育所等の利用調整において、各世帯の保育の必要性に応じて点数を付す点数制を導入し、客観性と透明性の確保を図っている。しかし、保護者が育児休業の延長を希望したため、入所内定を辞退するなどの事案が発生しており、事務が煩雑化し、また、真に入所を希望する世帯の利用調整に影響が及んでいる。

今後、厚生労働省より示された育児休業延長に係る保育所等の利用調整についての技術的助言を参考にするなど、公平かつ円滑な調整手法の構築に取り組むよう要望する。